

## テイクアウトやテラス営業などのための

## 道路占有許可基準の緩和措置を再延長します

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置としてテイクアウトやテラス営業などのための道路占有許可基準の緩和措置を行いました。その緩和措置の占有期間について、令和3年3月31日までとしていたところではありますが、このたび令和3年9月30日まで再延長することとしました。また、地方公共団体に対しても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。

### 【緩和措置のポイント】

#### 内容

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること
- ② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること
- ③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること
- ④ 施設付近の清掃等にご協力いただけること

主体 地方公共団体又は関係団体による一括占有

※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など

※2 個別店舗ごとの申請はできません。お住まいの地方公共団体等にご相談ください。

場所 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所

※ 歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要です。

※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。

占有料 免除（施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）

占有期間 令和3年9月30日まで（令和3年3月31日までを延長）